入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年9月27日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　池内　幸司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○第１号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　天ヶ瀬ダム再開発主ゲート設備他新設工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　京都府宇治市宇治金井戸地先
⑷　工事内容
主ゲート設備　製作・据付　２門、副ゲート設備　製作・据付　２門、放流管設備　製作・据付　１式、小容量放流設備　製作・据付　１条
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成28年２月29日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　1,401ｔ
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑼　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。
なお、総価契約単価合意方式の実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

2　競争参加資格
競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成10年度以降に元請として新設を行い完成し、引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体（以下、「異工種ＪＶ」という。）等の乙型共同企業体構成員の場合は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績に限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
㋐　設計水深25m以上で、かつ１門当たりの通水断面積が９㎡以上のダム用高圧ラジアルゲートを自ら製作し据付を行った工事
「自ら製作し」とは、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器である扉体・戸当りを製作し、設備全体を施工した場合とする。
なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成10年度以降に元請として新設を行い完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成10年度以降に元請として新設を行い完成し、引渡しが完了した下記㋑の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種ＪＶ等の乙型共同企業体構成員の場合は、出資比率にかかわらず各構成員が施工分担を行った分担工事の実績に限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
㋑　設計水深25m以上で、かつ１門当たりの通水断面積が９㎡以上のダム用高圧ラジアルゲートを自ら製作し据付を行った工事
「自ら製作し」とは、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器である扉体・戸当りを製作し、設備全体を施工した場合とする。
同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。
ただし、現地での据付期間については、専任で配置できること。（現地での据付期間は平成26年10月から平成28年２月を予定している。）
なお、製作現場（工場）の配置予定技術者（同種工事の資格要件「下記⑹」を除く。）と据付現場の配置予定技術者は同一でなくてもよい。
⑻　１級土木施工管理技士（監理技術者を配置できる場合）、２級土木施工管理技士（種別は「土木」に限る）（主任技術者を配置できる場合）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
⑹　平成10年度以降に元請として新設を行い完成し、引渡しが完了した上記⑷㋐の要件（ただし、「製作」の実績を除く。）を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種ＪＶ等の乙型共同企業体構成員の場合は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験に限る。）。
同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑽　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑾　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記⑻から⑾までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に配置（現地での据付期間については専任で配置）できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事に配置（現地での据付期間については専任で配置）できること。
また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。
⑹　技術提案にあたっては、入札説明書及び図面等を参考として、適切な提案を立案し、その内容を示した申請書及び資料を提出すること。その記載内容が適正でない（未記載を含む。）場合は競争参加資格を認めない。
⑺　本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。
⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。